

③安全装置等導入促進助成金交付要綱

(令和 8 年度)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第 1 条 公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という。)は、事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、安全装置等の導入助成事業を実施し、その装置を装着した会員事業者(以下「会員」という。)に助成金を交付する。

(対象装置)

第 2 条 助成の対象となる安全装置等は、次に掲げる装置とし、助成対象機器としての適否の判断基準は、公益社団法人全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)が別に定める基準とする。なお、装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。

ほか、**下記 1 から 4 の装置は後付け装置を対象とする。**

- 1 後方視野確認支援装置
- 2 側方衝突監視警報装置 (車両総重量 7.5 トン以上の事業用トラックの左側方の安全確保を目的として装着した装置を助成対象とする。トラクタ・トレーラに装着する場合は、トラクタの第 5 輪荷重が 8.5 トン以上のものとする。)
- 3 呼気吹込み式アルコールインターロック
- 4 I T 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器(G マーク事業所が導入した場合に限る。)

(助成対象者)

第 3 条 助成対象者は、安全装置等を令和 8 年 4 月以降に新たに装着(中古品・レンタル品を除く)した会員とする。但し、リースによる場合であっても、助成金は会員に交付する。

(装着対象車両)

第 4 条 長野県内ナンバーの事業用貨物自動車とする。

(助成交付額)

第 5 条 **助成交付額は次頁の助成金一覧表の 1、3、4 の機器については、機器本体価格(装着料・消費税を除く)の 1/2 以内(千円未満は切り捨てとする。)を上限に、全ト協は 20,000 円を助成し、県ト協は 50,000 円を上限に全ト協助成の差額(千円単位)を助成する。**

- 2 **次頁の助成金一覧表の 2 の機器については、機器本体価格(装着料・消費税を除く)の 1/2 以内(千円未満は切り捨てとする。)を上限に、全ト協は 100,000 円を助成し、県ト協は、50,000 円を上限に全ト協助成の差額(千円単位)を助成する。**

助成金一覧表

		全ト協助成金	県ト協助成金	台数上限
1	後方視野確認支援装置	20,000円	50,000円	一会員当たり協会 届出車両台数また は上限50台とす る。
2	側方衝突監視警報装置	100,000円	50,000円	
3	アルコールインターロック	20,000円	50,000円	
4	IT携帯型アルコール検知器	20,000円	50,000円	

注意1: **機器本体価格が不明の場合、会員は当該装置等を装着した販売会社等に機器の価格が明確にわかる請求書、納品書等の書類の発行を求め提出する。**

注意2: 機器本体価格が助成交付額を下回る場合は、県ト協助成分を減算する。

注意3: 「側方衝突監視警報装置」を導入した場合は、当該装置を導入したことが確認できる写真を添付すること。(左側方にカメラを装着したことが判明できること)

注意4: 予算の範囲内で受付け順に助成する。なお、予算超過時点においては、装着日付の早い順とする。

注意5: 国の補助金が交付されている場合は、助成金は交付しない。国の補助金対象である装置について、会員から申請を受け付ける際には別紙の「誓約書」の提出を求めるものとする。

(留意事項)

第6条 当該装置の故障等により代替としてカメラ及びモニターを同時に買い換える場合、またはいずれかを買い換える場合は、買い換えた装置の1/2(上限20,000円)を全ト協助成金とし、県ト協分を加算する。

(助成期間)

第7条 **令和8年4月1日から令和9年2月末日の間に装着を完了し、支払い等が終了したのものとする。**

(助成金の申請)

第8条 安全装置等の装着を完了した会員は、別紙安全装置等導入促進助成金交付申請書(以下「交付申請書」という。)により、添付書類とともに、県ト協会長に対して申請するものとする。

但し、**申請の最終期限は令和9年3月5日とする。**

(助成金の交付)

第9条 県ト協は、交付申請書の提出を受けたときは、速やかに申請書の内容を審査し、本助成要件に適合すると認めた場合には第5条に定める助成金を交付する。

(助成の条件)

第10条 申請時において、協会費の滞納期間が3ヶ月以上又は滞納額が50,000円以上ある会員には助成を行わない。

(財産の処分制限)

第11条 会員は、交付対象となった装置が装着の日から起算して1年を経過するまでの間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。但し、あらかじめ県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

また、当該装置及び当該装置を装着した車両を上記に定めた期間内に処分、又は使用地を長野県外へ変更をする場合においては、残存期間に応じて助成金を返還しなければならない。

(助成金申請に関する調査協力義務)

第12条 助成金の交付を受けた会員は、県ト協から要請があった場合には、当該申請に係る添付書類原本及び関係帳簿等を開示しなければならない。

(助成金の返還)

第13条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業全てに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。

(その他必要事項)

第14条 この要綱の定めのあるもののほか、助成金の交付に関する必要な事項は、別に定めるところによる。

(附則) 本要綱は、令和8年4月1日から施行する。